



今回改定される施設使用料などの名称と問い合わせ先

施設使用料など	問い合わせ	施設使用料など	問い合わせ
とびしま総合センター使用料	とびしま総合センター ☎95-2001	湯の台温泉「鳥海山荘」入浴料・使用料等	湯の台温泉「鳥海山荘」 ☎61-1727
各コミュニティセンター使用料	市まちづくり推進課地域づくり係 ☎26-5725	鳥海高原家族旅行村入浴料・使用料等	鳥海高原家族旅行村 ☎64-4111
青沢克雪管理センター使用料		小林温泉入浴料・使用料等	市観光物産課観光物産係 ☎26-5759
交流ひろば使用料	市まちづくり推進課市民交流推進室 ☎26-5612	悠々の杜温泉施設入浴料	悠々の杜温泉施設 ☎61-7520
市霊園管理料		山王くらぶ入館料・使用料	山王くらぶ ☎22-0146
一般廃棄物の処理手数料	市環境衛生課管理係 ☎31-0933	眺海の森さんさん入浴料・使用料等	眺海の森さんさん ☎62-2633
希望ホール使用料	希望ホール ☎26-5450	眺海の森外山ロッジ宿泊料、休憩料	
酒田市美術館観覧料・使用料	酒田市美術館 ☎31-0095	眺海の森展望休憩所使用料	
土門拳記念館入館料	土門拳記念館 ☎31-0028	眺海の森ふれあい研修施設使用料	眺海の森ふれあい研修施設森の家 ☎54-2212
各スポーツ施設使用料	市文化スポーツ振興課施設係 ☎26-5783	十二滝の茶屋使用料	市観光物産課観光物産係 ☎26-5759
市民健康センター使用料	市健康課健康係 ☎24-5733	定期船とびしま運賃	市定期航路事業所 ☎22-3911
平田健康福祉センター使用料	平田総合支所市民福祉課 ☎52-3911	八幡タウンセンター交流ホール使用料	八幡総合支所地域振興課 ☎64-3111
休日診療所使用料	市健康課健康係 ☎24-5733	市立八幡病院使用料	市立八幡病院 ☎64-3311
飛島診療所・飛島健診診療所使用料		市立学校校舎使用料	市教育委員会管理課管理係 ☎26-5772
松山診療所使用料		市立学校屋外運動場照明施設使用料	
地見興屋診療所使用料		中央公民館使用料	中央公民館 ☎24-2991
観音寺駐車場使用料	八幡総合支所建設産業課 ☎64-3114	清亀園使用料	清亀園 ☎23-0388
北俣ほたるの里公園使用料	平田総合支所建設産業課 ☎52-3914	出羽遊心館使用料	出羽遊心館 ☎31-3737
酒田市公園会館使用料	市都市計画課公園緑地係 ☎26-5745	眺海の森天体観測館入館料	眺海の森天体観測館 ☎61-4012
庄内バイオ研修センター使用料	庄内バイオ研修センター ☎26-9125	公益研修センター使用料	東北公益文科大学総務課 ☎41-1111
浜中農村研修センター使用料	市農政課農業生産係 ☎26-5752	ひらた生涯学習センター使用料	ひらた生涯学習センター ☎54-2211
松山農産物加工所使用料	市農政課農政企画係 ☎26-5792	ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設使用料	ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設 ☎52-3911
はつらつセンター使用料		市立資料館入館料	市立資料館 ☎24-6544
みどり館使用料		旧鑑屋入館料	旧鑑屋 ☎22-5001
悠々の杜活性化施設使用料		松山文化伝承館入館料	松山文化伝承館 ☎62-2632
各農村環境改善センター使用料	市農林水産課田園整備係 ☎26-5754	阿部記念館入館料	阿部記念館 ☎62-2925
各農村公園使用料		水道料金・加入金・閉栓栓手数料	市水道部管理課お客さま係 ☎22-1811
酒田勤労者福祉センター使用料	酒田勤労者福祉センター ☎26-2644	下水道使用料	市下水道課管理係 ☎26-3733
まつやま会館使用料	まつやま会館 ☎62-2235	農業集落排水処理施設使用料	
市営駐車場使用料	酒田市中央地下駐車場 ☎26-3287	合併処理浄化槽使用料	
八森温泉「ゆりんこ」入浴料・使用料等	八森温泉「ゆりんこ」 ☎64-2001	ごみの処分、犬・猫等の死骸の焼却処分手数料	酒田地区広域行政組合管理課 ☎31-2882

消費税率引き上げに伴う市の施設使用料などの改定について

●お問い合わせ／市総務課総務係 ☎26-5700

消費税率が地方消費税と合わせて5%から8%に引き上げられることに伴い、市の施設使用料などが改定されます。各種証明手数料など非課税扱いになるもの※を除き、消費税率改定分が加算されます。

改定後の使用料などは、経過措置が認められているものを除き、原則として4月1日以降の利用分から適用されます。詳しくは、各担当課および施設などへお問い合わせください。

※消費税非課税扱いになるもの／各種証明手数料、市営住宅家賃、保育所保育料、学童保育所保育料、斎場使用料、墓地永代使用料

水道料金・下水道等使用料※に係る経過措置(3月31日以前からの継続使用分)

●お問い合わせ／市水道部管理課お客さま係 ☎22-1811、市下水道課管理係 ☎26-3733

3月31日以前から継続して水道および下水道を使用されている方の使用料などは、使用した期間と料金の請求時期にずれがあるため、経過措置が適用されます。また地域によって水道メーターの検針日が異なるため、下表の時期から新料金が適用されます。

※下水道等使用料／下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、合併処理浄化槽使用料

地域など	新料金となる時期	検針時期など
酒田地域・八幡地域 (簡易水道等の地区以外)	6月分(7月納付分)以降	2か月ごと(2か月分の使用水量を2で割って料金を算定し、毎月請求)
飛島地区	5月分(6月納付分)以降	毎月20日ごろ
八幡地域の簡易水道等の地区、 松山・平田地域	5月分(5月納付分)以降	毎月初め

◆料金など詳しくは問い合わせください。また本紙5月1日号および市ホームページ・水道局ホームページで詳しくお知らせする予定です。

税務署からのお知らせ

消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、下記の措置が設けられました。

【総額表示義務の特例】税込価格であると誤認されないための措置(「100円(税抜き)」など)を講じていれば、税込価格による表示をしなくともよいとする特例

【転嫁拒否等に関する措置】事業者間の取引において、税率の引き上げ分の転嫁を拒んだり、チラシや店頭で転嫁を阻害したりする表示(「消費税は転嫁しません」など)を規制する措置

◆措置について詳しくは、国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm> をご覧ください。

☎酒田税務署(代表) ☎33-1450